

クリーニングのトラブル 仕上がり その場で確認

紫外線も強くなってきて、日によっては汗ばむときも。衣替えの季節が来ました。冬から春にかけてお世話になった、コートやセーター、春のセレモニーに活躍したおしゃれ着や礼服などクリーニングに出す機会が増えるときですね。

今回は、出す前、出すとき、受け取るときのポイントを紹介합니다。これで、トラブルを防ぐことができます。

【出す前】破れ、ほつれ、取れそうなボタンはないですか。

【出すとき】お店の人と洗濯物の状態について確認しましょう。

【受け取るとき】その場で洗濯物の仕上がりの確認をしましょう。気が付いたときはその時に申し出ましょう。

また、最近インターネットで申し込む宅配クリーニングのトラブルが増加しています。利用する際は、契約内容や事業者の連絡先、賠償基準の内容を十分確認しましょう。

事例 1

購入して2回利用したレディース礼服アンサンブルをクリーニングに出したら、見るからに購入当時の風合いと違っていた。やり直しを求めると「仕上がりはこんなものです」と言われたが納得できない。
(60代・女性)

事例 2

2か月ほど前にクリーニングから戻ってきたスーツを夫が確認したところ、両脇のボタン付近に1.5cm×3cmの何かしらが付いていた。事業者は、「うちでついたものではない」と譲らなかった。
(30代・女性)

事例 3

ネット宅配クリーニングを利用した。スカートのプリーツのプレス方法が事前に依頼した方法と違っていたためやり直しを依頼、宅配で送ったが、事業者が紛失したようだ。紛失を認めず、その後連絡が取れない
(40代・男性)

アドバイス

クリーニングによる事故の賠償は、消費者が洗濯物を受け取ってから6か月、クリーニング業者が洗濯物を受け取った日から1年間という期限が設けられています。できるだけ早く確認しましょう。

ご心配な場合は、まず、最寄りの消費生活センターにご相談ください。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は058-277-1003です。

(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ受付

消費者ホットライン 0570-064-370

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

H27.5.28 岐阜新聞